

III ダイオキシン類の汚染の状況

大気、水質(水底の底質を含む)及び土壤のダイオキシン類による汚染の状況を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づき、調査を実施した。

1 調査結果

県内の 大気(12地点)、公共用水域の水質・底質(各44地点)、地下水(22地点)及び土壤(22地点)について調査を実施した結果、大気、公共用水域の底質、地下水及び土壤については、全地点で環境基準を達成した。

公共用水域の水質では、宮戸川(境町)、大川(古河市)及び鶴戸川(坂東市)の3地点において環境基準を上回ったが、他の地点では環境基準を達成した。

表1 調査結果の概要

区分(単位)		地点数	調査結果	環境基準	超過地点 (濃度)	
大気(pg-TEQ/m ³)		12	0.012 ~ 0.083	0.6	なし	
公共 用 水 域	水質 (pg-TEQ/L)	河川	38	0.067 ~ 2.8	1	宮戸川(1.2) 大川(2.8) 鶴戸川(1.2)
		湖沼	3	0.23 ~ 0.25		
		海域	3	0.043 ~ 0.057		
	底質 (pg-TEQ/g)	河川	38	0.16 ~ 45	150	なし
		湖沼	3	0.29 ~ 24		
		海域	3	0.14 ~ 4.4		
地下水(pg-TEQ/L)		22	0.021 ~ 0.054	1	なし	
土壤(pg-TEQ/g)		22	0.053 ~ 44	1,000	なし	

2 環境基準超過地点の原因究明調査

環境基準を上回った3河川において周辺調査を実施した結果、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設について、大川の流域には設置する事業場がなく、宮戸川及び鶴戸川の流域には設置する事業場があったが、河川への放流はなかった。

また、3河川のそれぞれ2~5地点で追加の水質調査を実施したところ、基準を超過した地点はなく、原因の特定には至らなかったが、検出された成分(同族体)の構成から、ダイオキシン類はかつて流域で使用された農薬に由来することが推測される。

3 今後の対応

引き続き、河川等の環境中におけるダイオキシン類の状況を監視するとともに、事業場に対する規制基準の遵守や施設管理の指導していく。